

令和元年 月 日
 日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会
 人間と生物圏（MAB）計画分科会

我が国のユネスコエコパークの更なる推進に向けて
 —生態系の保全・持続可能な利活用を推進するモデル地域の発展—
 （骨子案たたき台）

1. 近年のユネスコMAB計画の推進状況

—ユネスコエコパークの取組に関する重要な観点—

- ・生態系を維持しながら、「経済と社会の発展」の機能重点化：「保護地域」ではなく、「特別地域」
- ・多様なステークホルダーを取り込んだユネスコエコパークの運営の必要性を重視視
- ・MAB戦略、「リマ行動計画」の推進

(1) ユネスコエコパークの意義・価値の更なる発信

○SDGs、生物多様性条約、パリ協定等に関する取組みの実践地域・観察拠点等としての貢献【リマ行動計画A1】

- ・「SDGsに貢献する実践・学びの場」／「生物多様性モニタリング地域・生態系サービスの実践モデル地域」、「気候変動の観察拠点」としての推進

○コミュニケーション戦略の推進【リマ行動計画A2、C】

- ・1分間ビデオの作成推進（ユネスコエコパークのインパクトをいかにして伝えるか）

(2) オープン且つ参加型の活動の促進

○ボトムアップでの活動推進【リマ行動計画A2】

- ・市民参加型の意思決定・活動の促進

○MABユースのエンパワーメントの推奨【リマ行動計画A2】

- ・ユースフォーラムの活性化
- ・ユネスコエコパークの管理運営へのユースの参画

○官民連携の重視【リマ行動計画C6、7】

(3) ユネスコエコパークの質の強化

○簡素なレビュー／モニタリングのメカニズムづくり【リマ行動計画A1、2、E3】

- ・各ユネスコエコパークでの自己点検の機能
- ・国・地域レベルでの負担のないレビュー・モニタリング手法の開発

○地域等のネットワークの強化による質の向上【リマ行動計画C8】

- ・ネットワークでの戦略やノウハウ等の共有により、相乗効果をはかることで個別のユネスコエコパークの質を管理

2. 日本のユネスコエコパークの取組状況

(1)ユネスコエコパークの意義・価値の更なる発信

<特徴・強み>

○ESDを中核とした教育活動との連携【リマ行動計画A2】

- ◇ 日本はESD(持続可能な開発のための教育)の先進国であり、ESDはユネスコエコパークに期待されている機能を実現する手段かつエンジン。ESDによるユネスコエコパークの「担い手」づくりは日本の強みである。
- ◇ こういった観点からも、日本のユネスコエコパークにおいては、ユネスコスクールへの登録と環境教育の推進が特徴的である。SDGsや生物多様性条約をはじめとしたMEA(多国間協定)に寄与する地域としても、環境教育を推進している。

<更に注力を置いて推進すべき観点>

○ユネスコエコパークの更なる普及

- ◇ ユネスコMAB事務局によるコミュニケーションツールを活用し、より多くの関係者にユネスコエコパークの理念と活動を普及する。普及広報に関する戦略(コミュニケーション戦略)の整備を検討することが望まれる。

○総合戦略等との連動性【リマ行動計画A3】

- ◇ 自治体の総合戦略、計画、条例等にユネスコエコパークを積極的に組み込み、ユネスコエコパークの理念及び当該地域におけるユネスコエコパークの価値に対する理解を促進させることが期待される。
- ◇ 各地域における、ユネスコエコパークの活動に資する様々な取組みとの連携を更に推進し、ユネスコエコパークのブランド力の強化を図ることが期待される。

(2)オープン且つ参加型の活動の促進

<特徴・強み>

○ガバナンス、オープン且つ参加型の取組【リマ行動計画A2】

- ◇ 日本の特徴として、ユネスコエコパークは基礎自治体中心で管理しているという点が挙げられる。多様な主体が参加する協議会、委員会、部会、会議などがすべてのBRで設置されている。国の地方事務所の職員との連携も行われている。
- ◇ 参加型枠組みの推進を支える仕組みとして、一般向けの講座の開催や町報等を通じた全戸配布の出版物等の活用によるBR活動への参画、情報提供などが行われ、住民へのアクセスが容易であることが利点である。市民からの発案で開始した取組みも見られる。

<更に注力を置いて推進すべき観点>

○ユネスコエコパーク活動への参加者の取り込みのための工夫【リマ行動計画A2、4】

- ◇ ユネスコエコパークの様々な側面に関する研究協力のみならず、学生を取り込んだ取組みなどの教育連携を大学等と進めることが望まれる。ユネスコエコパークの管理運営の次世代を担う若手(ユース)の参画を推進することが期待されている。

- ◇ ユネスコエコパークの地域外からもサポーターを集めてモニタリング活動等に貢献してもらうなど、参加型の活動がさらに推進することが望まれる。
- ◇ ユネスコエコパークに求められる経済活動の促進という観点から、民間部門と共働した事業の展開、ひいてはより幅広く一般にユネスコエコパークの取組みとして認知されるような工夫が望まれる。国や県からの様々な助成も活用しながら活動を行っているが、収益事業の開発は今後期待される。
- ◇ ユネスコエコパークの活動に関心をもって新たな参画者を増やしていくためには、その前提となる情報を定期的に更新し情報価値を高めていくことが重要。ユネスコエコパークの状況や意思決定に関する文書やデータについて、定期的に情報を発信できるようにすることが望ましい。

(3)ユネスコエコパークの質の強化

<特徴・強み>

○ユネスコエコパークによる自発的なネットワーク形成【リマ行動計画B】

- ◇ 日本では、2016年にユネスコエコパーク単位での会員で構成される「日本ユネスコエコパーク(JBRN)」が認定地域の総意として設立。毎年、会員が顔を合わせる連携組織として自立的に運営されている。こうしたネットワークの資産の活用は強みとなる。JBRNは2017年にイオン環境財団と5年間の連携協定を締結し、ユネスコエコパークの活動の普及において協力している。

○ユネスコエコパーク管理の持続性【リマ行動計画A5】

- ◇ 管理者の持続可能性という観点からは、日本では管理者が自治体となっていることから財政基盤があり、NPOやチャリティ団体が管理者となっている他国の例と比較すれば持続性が高い。

<更に注力を置いて推進すべき観点>

○質のモニタリング機能の整備【リマ行動計画A6】

- ◇ 自治体の総合戦略等に応じて、定期的に保全と利活用(収入を生み出す活動)に関する状況を把握できるようにする。その際、順応的管理プロセスに留意し、自己点検・モニタリング体制を明確にすること。定期報告の際には、これまでの取組みの蓄積によるインパクトの分析を可能にすることが重要である。
- ◇ 生態系モニタリングに関する学術研究の推進と情報集約を充実する。学術研究から得られた知見などに関する文書やデータの蓄積を進め、自己点検・モニタリングに役立てる。

○専任コーディネーターの配置

- ◇ 継続性をもったユネスコエコパークの自然保護・活用、ESDの深化に取り組んでいく上で、各ユネスコエコパークは多様な関係者をつなぐ専任コーディネーター配置を検討することが望まれる。ユネスコエコパークの価値について普及するキーパーソンが不可欠である。

○国内外のネットワークを活用した質の向上【リマ行動計画B、E】

- ◇ MAB 計画の基本はネットワークであり、ユネスコエコパークの認定は、世界ネットワークに加盟することを意味するもの。ネットワークへの加盟により、他のユネスコエコパークと優良事例や課題を共有して、学び合うことが期待されている。JBRN における学び合いを充実させ、積極的に各地の事例・課題を共有できる体制の構築が喫緊の課題である。
- ◇ 世界ネットワークへの参画を通じて、取組等について積極的に発信し、世界の優良事例や教訓から質の向上を図る。

○生態系サービスの理解と生態系サービスへの支払い(PES)の普及【リマ行動計画A7】

- ◇ ユネスコエコパークとして、「生態系サービスへの支払い(PES)」の考え方を関係者間で普及し、取組みを進めていくことが望まれる。

3. MAB計画分科会による推進の方向性

—日本全体の観点による推進

(1)ユネスコエコパークの意義・価値の更なる発信

- ・先導モデルとしての具体的な取組にかかる情報発信の機会を推進

(2)オープン且つ参加型の活動の促進

- ・多様なステークホルダーとの意見交換の促進
- ・参加型の取組みの優良事例の収集・共有

(3)ユネスコエコパークの質の強化の支援

- ・国際的議論の情報共有
- ・国内における簡素なレビューの方策検討
- ・我が国の多様な地形・自然環境を活かしたユネスコエコパーク候補地の可能性の模索

<用語について>

ESD: Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育)

ESDは、環境・貧困・人権・平和・開発といったさまざまな地球規模の課題がある現在において、『これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動』
【日本ユネスコ国内委員会 2013】

順応的管理

不確実性を伴う対象を取り扱うための考え方・システムで、特に野生生物や生態系の保護管理に用いられる。例えば、野生生物保護管理の対象は、(1)基本的な情報が得られない不確実な系であり、(2)絶えず変動し得る非定常系であり、(3)境界がはっきりしない解放系である。そのため、当初の予測がはずれる事態が起こりうることを、あらかじめ管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながらその結果に併せて対応を変えるフィードバック管理(順応性)が必須となる。また、施策は多くの場合リスクを伴うので、その説明責任を果たす義務も必要となる。順応性と説明責任を備えた管理を順応的管理と言うが、その実施に当たっては合意形成の努力も必要となる。

【一般財団法人環境イノベーション情報機構HP環境用語集より】

生態系サービスと生態系サービスへの支払い(PES)

普段の生活の中で気づかないうちに、自然から非常に多くの恵みを受けています。例えば、お米はそれ自体が食料という自然の恵みですが、お米を作る田んぼも、大雨時の洪水を防ぐ水がめとしての役割や、気温を下げる機能、あるいはメダカやタガメなど様々な生きものに生息の場を提供し、さらには田んぼのある景色が私たちの目を楽しませてくれます。このような自然の恵みを指させてくれる自然の働きのことを「生態系サービス」といいます。

(ミレニアム生態系評価では「生態系サービス」を次のように分類)

- ① 自然は、私たちに食べ物や水、木材、繊維、燃料、薬品、工芸品の材料などの恵みを与えてくれる(供給サービス)
- ② 自然は、私たちの生活の外側で水を蓄えて浄化したり、温度を下げたり、洪水を防いだり、廃棄物を分解したりしてくれます(調整サービス)
- ③ 私たちは自然の中に入ってレクリエーションを楽しむことができます。また、自然は私たちの目を楽しませてくれたり、信仰の対象、教育の場になったりすることもあります(文化的サービス)
- ④ ①～③のサービスを支えるために、光合成によって酸素をつくったり、水を巡回させたりしてくれます。また、森で降った雨を葉や土壤に一度蓄えてから、鉄分などのミネラルをたっぷり含んだ水にして川から海に流す、栄養塩を循環させる働きも持っています(基盤サービス)

PESの例としては、ガソリン税等を森林保全の財源とする制度や、良質の水を必要とする企業がその水源の保全に協力する畜産農家に対し費用を支払う仕組みなどがある。【環境省ホームページより】